

令和4年度 美食のまち小田原推進事業支援業務委託に係る公募型
プロポーザル実施要領

1 業務概要

(1) 業務名

令和4年度 美食のまち小田原推進事業支援業務（以下「本業務」という。）

(2) 業務の目的

美食のまち小田原推進事業（以下「美食事業」という。）は、市政運営全般の2030年のありたい姿とその実現に向けた取り組みをまとめた第6次小田原市総合計画に基づく新規事業で、民間事業者等と連携し、小田原の豊かな食材や人材の付加価値を高めることで「美食のまち」のイメージを市内外に定着させ、「食」を活用した事業を展開し、事業者の誘致や連携の促進及び観光客の増加と観光消費額の増額等の効果を図り、地域経済を活性化させることを目的としている。

本業務は、これらの目的を達成するための事業計画等の策定に係る企画・運営とプロモーション・情報発信基盤整備について、企画提案と運営を求めるものである。

(3) 業務内容

別添「令和4年度 美食のまち小田原推進事業支援業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおりとする。

(4) 業務期間

契約締結日から令和5年（2023年）3月31日まで

2 見積限度額

総 額	28,230,000 円
事業計画等の策定にかかる企画・運営	13,230,000 円
プロモーション・情報発信基盤整備	15,000,000 円

（消費税及び地方消費税を含む。）

なお、参考見積書の金額が、見積限度額の総額を超過した場合は失格とする。

3 実施形式

公募型プロポーザル方式

4 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たし、当該プロポーザルに係る参加申込を行い、参加資格の確認を受けた者（以下「参加者」という。）とする。

(1) 単体事業者の場合

ア 小田原市契約規則（昭和39年規則第22号）第5条の規定に該当する者。

小田原市契約規則（抜粋）

第5条 一般競争入札に参加しようとする者は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4に規定するもののほか、次の各号に掲げる要件を満たす者でなければならない。

（1）引き続き1年以上その事業を営んでいること。

（2）小田原市暴力団排除条例（平成23年小田原市条例第29号）第2条第4号に規定する暴力団員等若しくは同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者でないこと。

（3）令第167条の5第1項の規定により定める資格を有する者であること。

2 前項第1号の場合において、包括承継人又は包括承継と同一視される承継があつたときは、被承継人の営業期間は承継人の営業期間に通算する。この場合に、承継人は、官公署の発行する証明書その他の書類により立証しなければならない。

- イ 参加申込書の提出期限から優先交渉権者の選定の日まで、小田原市工事等入札参加資格者の指名停止措置要領に基づく指名停止処分を受けていない。
- ウ 小田原市競争入札参加資格者名簿において営業種目「その他の業務請負等委託」に登録されている者。もしくは、必要書類（5 募集内容（参加申込）(3)エ参照）を提出できる者。
- エ 提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。
- オ 美食のまち小田原推進事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）の委員が、経営又は運営に関与していない者。
- カ 平成29年度から令和3年度までの間において、食資源を活用する事業計画等の策定にかかる企画・運営業務とプロモーション・情報発信基盤整備業務の両方を含んだ業務を元請として受注し、履行した実績を有する者。又は、食資源を活用する事業計画等の策定にかかる企画・運営業務及びプロモーション・情報発信基盤整備業務をそれぞれ元請として受注し、それぞれに履行した実績を有している者。

(2) 共同企業体の場合

- ア 全ての構成員が（1）ア～オの要件をすべて満たすこと。
- イ 構成員は、共同企業体の代表者となる事業者（以下「代表事業者」という。）を決め、代表事業者は、全体の意思決定、管理運営等に全ての責任を持つこと。
- ウ 構成員の役割分担等を記載した書類を提出する（様式は任意とする）こと。
- エ 代表者とならない構成員にあつては、代表事業者に代表権を委任する旨が記載されている委任状を提出する（様式は任意とする）こと。
- オ 平成29年度から令和3年度までの間において、食資源を活用する事業計画等の策定にかかる企画・運営業務とプロモーション・情報発信基盤整備業務の両方を含んだ業務を元請として受注し、履行した実績を有すること。又は、構成員のいずれかが食資源を活用する事業計画等の策定にかかる企画・運営業務とプロモーション・情報発信基盤整備業務を元請として受注し、履行した実績を有していること。

※共同企業体で参加申込みをする場合は、次の事項に留意すること。

- ・ 本プロポーザルの参加申込み及び企画提案書の提出は代表事業者が行うこと（書類には共同企業体名を入れ、代表事業者の所在地と代表者名で記入すること。）
- ・ 同一事業者が複数の共同企業体の構成員となることはできない。また、共同企業体の構成員となりながら単独で参加申込みをすることもできない。
- ・ 共同企業体により参加申込みし受理された後においては、当該共同企業体の代表事業者及び構成員の変更は、原則として認めない。

5 募集内容（参加申込）

(1) 提出期限

令和4年9月22日（木）午後5時まで（必着）

ただし、持参のときは、提出期間中の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前8時30分から午後5時まで

(2) 提出先

小田原市役所経済部観光課（小田原市役所4階）

〒250-8555 小田原市荻窪300番地

電話：0465-33-1521 FAX：0465-33-1286

E-mail：kanko@city.odawara.kanagawa.jp

(3) 提出書類

ア 参加申込書兼誓約書（様式第1号）

イ 会社概要（任意様式）

※女性活躍、脱炭素及び障がい者雇用など、参加希望者におけるSDGsに関する取り組みの有無と、取り組んでいる場合の内容について記載すること。

※共同企業体で参加する場合はすべての構成員が提出すること。

ウ 業務実績調書（様式第2号）

エ 小田原市競争入札参加資格者名簿に未登録の場合、次の書類も添付すること。

① 定款及びその他規約 写し

② 履歴事項全部証明書（登記簿謄本）※3か月以内に発行されたものの写し

③ 財務諸表（最新決算年度の貸借対照表、損益計算書）

④ 印鑑証明書 写し可

⑤ 前年度分の納税証明書（国税及び地方税の未納のない完納証明書）写し可

オ 共同企業体で参加する場合は、次の書類も添付すること。

① 協定書 写し（任意様式）

② 構成員の役割分担等を記載した書類（任意様式）

③ 代表者以外の構成員からの委任状（任意様式）

(4) 提出部数

原本1部、コピー1部

(5) 提出方法

提出期間内に、持参又は郵送（郵送の場合は、書留郵便等の配達記録が残る方法によることとする。郵便事故等については提出者のリスク負担とし、異議を申し立てることはできない。）により提出すること。

(6) 参加資格の審査及び結果の通知

提出された参加申込書等により、上記4「参加資格」を満たしているかについて審査し、その結果を参加資格審査結果通知書（様式第3号）により令和4年9月27日（火）以降、通知する。

6 選定方法

公募型プロポーザル方式とし、参加事業者の提案を受けて評価・採点を行い、最優秀提案者を本業務の優先交渉権者に選定するものとする。

審査は、下記11「審査項目及び評価基準」及び12「審査方法」に基づき、選定委員会の委員及び選定委員会事務局が客観的に公平かつ厳正に行うものとする。

7 説明会

開催しない。

8 質問及び回答

(1) 質問

ア 質問方法

提出期間内に、質問書（様式第4号）を電子メールにより提出すること。（電子メールの着信を確認すること。）なお、口頭又は電話による質問は受け付けない。

イ 質問の受付期間

令和4年9月1日（木）から令和4年9月8日（木）午後5時まで

ウ 提出先

上記5(2)と同じ

(2) 回答

ア 回答方法

小田原市ホームページにて公開

イ 回答期限

令和4年9月12日（月）午後5時までに公開

9 企画提案書

(1) 提出期限

令和4年10月26日（水）午後5時まで（必着）

ただし、持参のときは、提出期間中の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前8

時 30 分から午後 5 時まで

(2) 提出先

上記 5 (2) と同じ

(3) 提出書類

- ア 企画提案書提出届 (様式第 5 号)
- イ 企画提案書 (任意様式)
- ウ 参考見積書 (任意様式)
- エ 業務実施予定体制 (様式第 6 号)

(4) 企画提案書及び参考見積書作成要領

- ア 企画提案書は原則として A 4 版両面使用で作成すること。
- イ 下記 11 「審査項目及び評価基準」及び仕様書に沿って企画提案を作成すること。
- ウ 企画提案書は、できる限り平易な表現 (図表等を含む。) で作成すること。
- エ 仕様書に示す要求事項に固執することなく、企画提案者の知識、経験等を活用し、留意事項、指摘事項等を示すなど、当該業務が小田原市の要求事項以上に最大限の成果を上げるための企画提案を行うこと。
- オ 参考見積書の宛先は小田原市長とし、業務名を明記し、参加者の所在地、商号又は名称、代表者職氏名を記載の上、代表者印を押印すること。
- カ 参考見積書は、当該業務に必要な全ての経費を見積ること。また、その積算内訳を業務内容別に記載した内訳 (様式任意) を添付すること。
- キ 提出書類は(3)の順でインデックスラベル等を付し、背表紙に業務名を記載した A4 版紙ファイル (2 穴) に綴って提出すること。

(5) 提出方法

提出期間内に、持参又は郵送 (郵送の場合は、書留郵便等の配達記録が残る方法によることとする。郵便事故等については提出者のリスク負担とし、異議を申し立てることはできない。) により提出すること。

(6) 提出部数

15 部 (記名版 3 部 (正本 1 部、副本 2 部)、無記名版 12 部)

- ※ 記名版は、表紙、企画提案書及び参考見積書に提案者名、関連企業名、ロゴマーク等の提案者を特定できる情報が記載されたものとする。
- ※ 正本は代表者印が必要。副本は複写で可とする。
- ※ 無記名版は、内容は記名版と同じとするが、表紙、企画提案書及び参考見積書を含めて、提案者を特定できる情報を入れないこと。

(7) 企画提案の留意事項

- ア 特許権等の使用

第三者の特許権、著作権、商標権、実用新案権その他の排他的権利の対象となっている方法を使用するときは、参加者がその費用負担及び使用交渉の一切を行わなければならない。

イ 著作権

企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属する。ただし、優先交渉権者に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、小田原市が必要と認める場合には、小田原市は、優先交渉権者にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用ができるものとする。

ウ 参考見積書が見積限度額を超過した場合は失格とする。

エ 積算にあたっては、消費税及び地方消費税が分かるように計上すること。

10 参加辞退

参加申込書の提出後又は企画提案書の提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、企画提案評価までに参加辞退届（様式第7号）を上記5(2)に持参又は郵送にて提出すること。

11 審査項目及び評価基準

(1) 一次審査（書類審査）

区分	審査項目	評価基準	配点
業務遂行能力	履行実績	本業務に関する実績が十分であるか。	5
企業評価	社会貢献	SDGs 等社会貢献に対する取り組みを積極的に推進しているか。	5
見積金額	見積金額	提案内容によって想定される経費が適切に算定されているか。	5
合計			15

(2) 二次審査（企画提案評価）

区分	審査項目	評価基準	配点
業務遂行能力			100
1	独創性	本市ならではの魅力を活用した、他に類を見ない提案となっているか。	20
2	提案能力	内容を明確に伝えるための工夫がなされているか。	10
3	具体性	内容、規模が実現可能なものとなっているか。	20
4	工程管理	合理的かつ効率的で、無理のないスケジュールになっているか。	10
5	実施体制	業務を適正に履行できる実施体制（関係関係・人数）となっているか。	20

6	人員配置	業務の適正な履行に必要な知識、経験、能力、実績を有した担当者が配置されているか。	20
事業計画の策定・運營業務の内容について			100
1	事業計画	観光客の増加と観光消費額の増額が見込めるか。	30
2		事業者同士の連携や企業誘致、起業促進などの経済的発展につながるか。	20
3		4つの柱を中心とし、これを有効に活用した計画になっているか。	10
4		市民の食生活の充実につながるか。	10
5	組織体制づくり	推進に的確な体制と組織が考えられているか。	20
6	組織の運営	構成員の負担軽減を考慮し、円滑に協議・推進するための支援体制が整っているか。	10
プロモーション・情報発信基盤整備業務の内容について			100
1	企画全体	初年度にふさわしい発信力と機動力のあるプロモーション方法となっているか。	30
2	I T活用	幅広い年代層が情報を入手できるツールが活用されているか。	10
3	イベント	市民の意識醸成、市民以外に対して誘客に結び付く企画となっているか。	10
4	メディア	効果が期待できる媒体を活用する内容となっているか。	10
5	その他	1から4以外の手法が用いられ、効果が期待できる内容となっているか。	10
6	実行性	1から5の各提案が実現可能な体制となっているか。	30
地域貢献・社会貢献			50
1	地域貢献	地域や市内事業者を積極的に巻き込み、意識の向上やつながりを生み出す提案となっているか。	30
2	社会貢献	SDGsの視点(小規模生産者の収入増、働きがいの創出、中小規模の会社の設立や成長支援、資源の効率的活用、環境に配慮した経済成長など)が感じられる提案となっているか。	20
合 計			350

12 審査方法

選定委員会の事務局（観光課）による一次審査（書類審査）、選定委員会による二次審査（プレゼンテーション審査）を実施する。参加者が1者の場合も審査を行う。

(1) 書類審査

過去の実績、社会貢献及び見積額について、審査委員会の事務局が上記11「審査項目及び評価基準(1)一次審査」に基づいて評価する。

(2) 企画提案評価

参加者から提出された企画提案書の内容、企画提案説明及び質疑応答について、選定委員会が上記11「審査項目及び評価基準(2)二次審査」に基づいて評価する。選定委員ごとに一次審査及び二次審査の評価を合算して順位を決定し、次に示す「順位に応じたポイント点数」(※)を配点し、その合計点が、最も高い参加者を優先交渉権者として選定し、次に合計点が高い参加者を次点交渉権者として選定する。

ただし、最高点数の参加者が複数となった場合は、第一位の評価を最も多く獲得した参加者を、本業務の優先交渉権者として選定し、次に第一位を多く獲得した参加者を次点交渉権者として選定する。

※「順位に応じたポイント点数」は、以下のとおりとする。

第1位 → 10点、第2位 → 8点、第3位 → 6点、
第4位 → 4点、第5位 → 3点、第6位以下 → 2点

その他、不測の事態が生じた場合は、選定委員会で協議の上決定する。

(3) 二次審査における企画提案は、企画提案説明に30分、質疑応答に20分とする。

(4) 準備及び片付けは、それぞれ5分以内で行うものとする。

(5) ノートパソコン又はタブレットの使用を可能とするが、企画提案書のポイントをまとめたり、その成果やイメージを伝える場合に使うものとし、企画提案書にない提案を新たに盛り込み、説明することは認めない。

なお、プロジェクタ、スクリーン及びHDMIケーブルは市で用意する。パソコンは参加者で用意すること。接続の際に変換器が必要な場合は持参すること。

(6) 辞退者が出た場合は、提案内容等が優先交渉権者として選定するに足りるものであれば、次点の者を優先交渉権者として選定する。さらにその者が辞退した場合には事務局で協議を行い、優先交渉権者を選定する。

(7) 参加者が1者であっても企画提案の評価を実施し、基準を満たしていると判断した場合は、優先交渉権者として選定する。

(8) 上記11「審査項目及び評価基準」により評価し、審査員数×365点を満点とする。なお、合計点数が満点の60%に満たない場合は失格とする。

- (9) 全ての企画提案について、契約の目的を達成できないものであると判断したときは、優先交渉権者を選定しない。

13 審査結果

審査結果の通知は、優先交渉権者名と次点交渉権者名のみを企画提案書の審査を行った全ての事業者に対して、令和4年（2022年）11月下旬に文書（様式第8号）で通知する。

14 日程

①募集要領、仕様書等の提示	令和4年9月1日（木）
②質問受付期間	令和4年9月1日（木）から 令和4年9月8日（木）午後5時まで
③質問回答	令和4年9月12日（月）午後5時までに 公開
④プロポーザル参加申込書の提出期限	令和4年9月22日（木）午後5時まで
⑤プロポーザル参加資格確認通知送付	令和4年9月27日（火）
⑥企画提案書提出期限	令和4年10月26日（水）午後5時まで
⑦企画提案評価（プレゼンテーション）	令和4年11月14日（月）（予定）
⑧結果通知	令和4年11月18日（金）※（予定）
⑨契約締結	令和4年11月22日（火）（予定）
⑩業務開始	令和4年11月22日（火）（予定）

※ 優先交渉権者として選定されなかった参加者がその理由についての説明を求めることができる期間は、上記⑧から令和4年11月22日（火）までとする。

15 提出書類の取扱い

- (1) 参加申込書、企画提案書その他提出された書類は、返却しない。
- (2) 提出された書類は、本プロポーザルの審査以外には使用しない。ただし、優先交渉権者に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、小田原市が必要と認める場合には、小田原市は、優先交渉権者にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用することができるものとする。

16 契約締結事務

プロポーザルは、本業務の履行に最も適した契約の相手方を選定するものであることから、具体的な業務は、企画提案書等に記載された内容を反映しつつも、小田原市との協議に基づいて実施するので、経費縮減及び機能向上を図るために協議を行う予定である。

(1) 仕様等の確定について

契約締結に向けて優先交渉権者と協議を行うが、優先交渉権者の選定をもって優先交渉権者の企画提案書等に記載された全内容を承認するものではない。協議により必要な範囲内において企画提案書の項目の変更、追加及び削除を行ったうえで本契約の仕様に反映させることができるものとする。また、当該協議が整わない場合で、次順位者が優先交渉権者となったときも同様とする。

(2) 契約金額の確定について

契約金額は、原則として企画提案時に提出した見積額を超えないこととする。

(3) 契約保証金について

小田原市契約規則による。

小田原市契約規則（抜粋）

（契約保証金）

第 28 条 契約者は、次に定めるところにより契約保証金を納付しなければならない。

- (1) 財産を割賦払で売却するときは、契約金額の 100 分の 10 以上の額
 - (2) 財産を貸し付けるときは、貸付期間 5 年以上のものについては賃貸料の 6 月分相当額とし、貸付期間 5 年未満のものについては賃貸料の 3 月分相当額
 - (3) 単価契約によるものについては、市長が別に定める額
 - (4) 請負その他の契約（前 3 号に規定するものを除く。）については、契約金額（インターネット財産売却システムによる一般競争入札にあつては、予定価格）の 100 分の 10 以上の額
- 2 契約保証金は、契約締結の際納付しなければならない。

（契約保証金に代わる担保）

第 28 条の 2 前条第 1 項の規定による契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができる。

- (1) 国債
- (2) 地方債
- (3) 政府の保証のある債券
- (4) 銀行又は市長が確実と認める金融機関に対する定期預金債権
- (5) 銀行又は市長が確実と認める金融機関の保証
- (6) 公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社の保証

2 第 8 条の 2 第 2 項の規定は、契約保証金に代わる担保について準用する。

（契約保証金の納付の免除）

第 29 条 契約担当者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約者が保険会社との間に市を被保険者とする履行保証契約を締結したとき。
- (2) 契約者から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 契約者が過去 5 年間に国（独立行政法人通則法第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人を含む。）、小田原市又は他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、その契約を誠実に履行したものについて、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4) 法令に基づき延納が認められる場合において、確実な担保が提供されたとき。
- (5) 物品を売り払う契約を締結する場合において売払代金が即納されるとき。
- (6) 随意契約を締結する場合において契約金額が少額であり、かつ、契約者が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

- (7) 国、地方公共団体その他の公法人と契約を締結するとき。
- (8) 災害復旧等において、緊急の必要により随意契約を締結するとき。
- (9) 前各号に定めるもののほか、契約者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

17 情報公開

- (1) 小田原市は提出された企画提案書等について、小田原市情報公開条例の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。ただし、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。
- (2) 優先交渉権者名と次点交渉権者名を、市ホームページ上で公表する。

18 費用負担

参加申込書及び企画提案書の作成及び提出、その他本プロポーザルの参加に係る必要な経費は、全て提出者の負担とする。

また、緊急やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがある。なお、この場合において本プロポーザルに要した費用を小田原市に請求することはできない。

19 失格事項

本プロポーザルの参加者又は提出された企画提案書等が、次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 実施要領等で示された、提出期限、提出先、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (4) 提案見積金額が、見積限度額を超えた場合
- (5) 企画提案書の作成にあたり、第三者の特許権、著作権、商標権、実用新案権その他の排他的権利を侵害した場合
- (6) 選定委員会の委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- (7) 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合

(8) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

20 問い合わせ先

小田原市役所経済部観光課 担当：長島
〒250-8555 神奈川県小田原市荻窪 300 番地
TEL：0465-33-1521 FAX：0465-33-1286
E-mail：kanko@city.odawara.kanagawa.jp

21 その他

- (1) 本提案により知り得た情報を第三者に漏洩してはならない。
- (2) 企画提案書等に記載した配置予定の業務担当者は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等やむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の業務担当者であるとの小田原市の下承を得なければならない。